

## 取手地方広域下水道組合建設工事最低制限価格制度実施要領の改正について

取手地方広域下水道組合では、最低制限価格制度により、公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図っております。このたび、下記のとおり、最低制限価格の設定方法を改正し、令和4年5月2日以降に入札公告を行う工事から適用することとなりましたのでお知らせします。

※取手地方広域下水道組合例規集では旧要領が掲載されていますのでご注意ください。

令和4年5月2日～

### ○範囲

予定価格の 7.0/10～9.0/10

### ○計算式

- ・ 直接工事費の 9 5 %
- ・ 共通仮設費の 9 0 %
- ・ 現場管理費の 9 0 %
- ・ 一般管理費の 5 5 %



### ○範囲

予定価格の 7.5/10～9.2/10

### ○計算式

- ・ 直接工事費の 9 7 %
- ・ 共通仮設費の 9 0 %
- ・ 現場管理費の 9 0 %
- ・ 一般管理費の 6 8 %